

仙台市地域地区等見直し候補地区（中間案）に対する 意見の概要と本市の考え方について

○意見の概要と本市の考え方

（１）仙台市地域地区等見直し候補地区の全体に対する意見（11件）

No.	意見の概要	本市の考え方
1	税制面で変更はあるのか。	固定資産税等は用途地域等の変更が直接連動して変わるものではなく、現在の利用状況に応じて商業地や住宅地などに区分し、それを街路の状況や公共施設等からの距離などを考慮して定めています。 そのため、現在の利用状況が変化し区分が変わった場合や、不動産取引価格が増減するなど、地価に影響がある場合には、それに伴って固定資産税等が変動する可能性もございます。
2	変更により固定資産税に変動はあるのか。	
3	賛成も税金上昇回避をお願いしたい。	
4	固定資産税などの税目に影響はあるのか、影響のある税目と増減額を知りたい。	
5	仙台市と国とで騒音について規制内容が違っているところもあり、どの基準を優先するのか不明である。JRは国交省の規則に則って整備しているはずだから、それより規制の厳しい仙台市の基準に適応するのは大変なのではないかと感じる。そのような、規制内容の不整合なども勘案して計画しているのか。	新幹線騒音に関する環境基準は、国の環境基本法で基準値が定められており、宮城県がその対象となる地域を指定し、本市内ではその基準が運用されています。 都市計画の変更の際にはその内容について、国の基準値や県の地域指定の考えを勘案しながら、関係機関とも協議してまいります。
6	スケジュールに関して、予定では4月以降、順次都市計画変更するということになっているが、その間に建築工事の着工予定のものについての取り扱いはどうになるのか。	令和7年4月以降、合意形成が図られた地区から順次都市計画変更を行っていく予定であり、変更前に行われる建築行為を禁止するものではありません。現行の用途地域等の制限に沿った内容で建築確認申請を行っていただくことは可能です。今回の見直しの趣旨に沿った土地利用にご配慮いただければと思います。
7	合意形成が得られた地区から変更を行うということだが、具体的な合意形成のとり方とその時期について示してほしい。	地区毎での説明会の実施や資料送付等により変更内容の周知を図りつつ意向を把握しながら変更の可否を判断してまいります。
8	どのような形で地域の合意形成を得るのか。	時期については、地区の状況により異なるため、説明の際に併せてお示ししていく予定です。
9	変更は流動的であるということか。地域の合意形成が得られなければ、変更はできないということか。	今回は市が主体的に地域の合意形成を図る地区の候補として示したものであり、今後、地区毎での説明会等の実施を通して地域の意向を確認しながら、見直し方針に基づいた最終的な区域や変更内容を決定します。
10	用途地域や高度地区が変更になる前に、建築確認申請がなされ、変更後に着工しようとする場合、一度なされた建築確認申請は無効になるのか。	着工が用途地域等の変更後の場合は、変更後の用途地域の制限が適用となるため、計画変更の確認申請が必要となります。
11	富沢地区について道路の沿道で商業施設を立地できるように制限緩和を行って欲しい。当該地区は人口も増加傾向であり、事業者側の需要もあると思われる。見直しを行う地区として追加いただきたい。	地下鉄富沢駅周辺は幹線道路沿道に沿道サービス型の店舗が立地可能な沿道型用途地域を指定しており、その他周辺地域も一定規模の店舗は立地可能です。 なお、今回の見直しは本市都市計画マスタープラン等との整合を図る必要があり、行政が主体となって地域の合意形成を図る地区を決定するものであり、現在、都市計画道路沿道で一定規模の店舗、飲食店の立地が可能な沿道型用途地域が指定されていない市街化区域内の地区を対象としています。それ以外は見直し方針に基づく地域発意の支援・誘導による見直し等、個別に相談を受付けておりますので直接ご相談ください。

(2) 仙台市地域地区等見直し候補地区の視点毎に対する意見 (26件)

No.	視点	意見の概要	本市の考え方
12	視点2	(②国際センター駅周辺地区) 見直しをして劇場等の用途制限を緩和することになっているが、これは劇場などの文化施設をここに建設するということを前提にしているものなのか。	国際センター周辺は、令和5年3月に策定した仙台市立地適正化計画において都市機能誘導区域である機能拠点に位置付け、広域的な文化・交流の拠点として、コンベンション機能やミュージアム機能の集積を図るため、誘導施設として「文化ホール」を位置づけています。 今回の見直しは、都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づいた土地利用の誘導を図るため、文教地区の見直しに併せて、現行の用途地域における劇場等の制限を緩和し、「文化ホール」の立地を可能とすることで、都市計画上の整合を図ることを目的としています。
13	視点2	(③川内地区) 物販店舗面積を現在の500㎡から1500㎡に引き上げるとあるが、近くにスーパーができることによって居住環境も便利になるということを想定して案が作られているのか。	現在の物販店舗面積500㎡以下の制限では、コンビニエンスストアや小規模ドラッグストア、個人商店等、規模の小さいものは建築することができますが、見直しにより1,500㎡以下とした場合、食品を中心としたスーパーマーケットやドラッグストアなど地域住民の方の日常生活に必要とされる物品等の販売店舗が建築可能になります。地域の生活利便性向上に資するような制限の緩和を検討しているものです。
14	視点2	(③川内地区) 物販店舗面積が拡大されるが、車での来店を前提とするスーパー等は、便利な反面、渋滞に拍車をかけるのではないのか。	現在の物販店舗面積500㎡以下の制限では、コンビニエンスストアや小規模ドラッグストア、個人商店等、規模が小さいものは建築することができますが、見直しにより1,500㎡以下とした場合、食品を中心としたスーパーマーケットやドラッグストアなど、地域住民の方が日常生活に必要とされる物品等の販売店舗が建築可能となります。 大型の食品スーパーマーケットや、衣類も取扱う総合スーパーマーケットのような広範囲の地域を対象とした物販店舗は引き続き建てることはできないため、地区外から流入し著しく交通量を増加する恐れはないものと考えています。
15	視点2	(⑧八木山地区) 東北工業大学の隣接地域についてすべて文教地区から外すということが提案されているが、当該地区は勉強環境や居住環境についても保障されており、そういう意味でも重要な指定であると思っている。なぜ文教地区を外すのか。	文教地区(特別用途地区)は昭和41年に学びの環境保護を目的に東北大学や宮城教育大学、東北工業大学と周辺エリア一帯に指定したものであり、時間も経過し、学びの環境も変わってきています。 これまでの間、本市では都市計画マスタープランの策定や、また地下鉄東西線開業に伴い駅周辺のまちづくりに取り組むなど、当該エリアの都市における位置づけも変わってきている状況です。八木山地区では文教地区を外し、現在の土地利用に応じた用途地域とすることで、生活利便性向上を図るとともに、地区内の居住環境を将来にわたり維持・保全することを目的としています。
16	視点2	(⑧八木山地区) 若い人たちと一緒に地域を作っていきたいと思っているなかで、文教地区を外し麻雀屋やパチンコ屋、風俗施設、スーパーなどが立地できるようになることを望んでいない。 地域の為の病院や店舗の立地、車いすも通行可能な歩道の整備等を希望している。 これらを踏まえ文教地区を外す理由はなにか。	今後、地区毎での説明会等の実施を通して、地域の合意形成を図っていく予定であり、見直し方針の趣旨を踏まえつつ最終的な区域や変更内容を決定していく旨が分かるよう追記します。
17	視点2	(視点2全体) スケジュールが性急であると感じる。区毎に説明会を行っているが地区毎に変更内容が違うことからきめ細やかに説明を行うべきである。それを含めて3月に決定・公表は早いのではないのか。	今回は今後、市が主体的に地域の合意形成を図る地区の候補として示したものです。今後、地区毎での説明会等の実施を通して、地域の合意形成を図っていく予定であり、見直し方針の趣旨を踏まえつつ最終的な区域や変更内容を決定していく旨が分かるよう追記します。
18	視点2	(視点2全体) 国際学術文化交流拠点としての方向性には異論はないが、交通量の増加や渋滞の発生を心配している。現在、国際センター付近から土橋通りにかけて南北両方向とも渋滞が発生しやすい状況にあるので、交差点の改良等を含めて対策を講じてほしい。	いただいたご意見については、関係課と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。

No.	視点	意見の概要	本市の考え方
19	視点4	(⑨日の出町・扇町地区) 国道45号沿道の日の出町・扇町地区を変更するのであれば4号バイパス沿道を変更しない理由は何か。	国道45号沿道は仙台港と都心をつなぐ主要幹線道路という立地特性を活かした自動車関連産業が集積していることから、今回候補地区としたものです。 一方、国道4号沿道においても許可により立地している建物はありますが、一部の区域に集中していることから、特別用途地区により沿道を面的に立地誘導を図る程ではないと考えたものです。
20	視点4	(⑨日の出町・扇町地区) 特別用途地区の見直しによる緩和として、自動車修理工場に併設するショールームなどの物販店舗やサービスルームや給油コントロールルームを備えたガソリンスタンドなどに併設する物販店舗の立地を可とすることとしているが、中間案の資料の説明内容を読む限り自動車修理工場やガソリンスタンドに併設する物販店舗においては特に販売商品について制約はないように読み取れる。建築可能な物販店舗の販売内容について誤解が生じないように自動車修理工場、ガソリンスタンドに併設する店舗は、それぞれの本業に関連した商品の物販店舗に限ると明記すべきである。	本地区は国道45号沿道において、立地利便性を生かした自動車販売店等が建築許可により多く立地していることが見直しの背景にあります。工場部分と店舗部分が直接機能上の関連を持たせるような制限表記まで想定してません。 「併設」として建物形状的に一体で不可分となること、また店舗部分の面積制限を設けることにより、工場部分と大きく関連が離れるものではないと考えていることから、将来多様化が想定される産業形態にも対応できるよう配慮したものとしています。
21	視点4	(⑨日の出町・扇町地区) 現在ある店舗を移転し新築する計画を検討している。以前の自動車ディーラーは建物を道路側に建築することが主流だったが、昨今では道路側に展示場やお客様駐車場を広くとり、視認性が良くお客様が出入りし易い店舗の建築が主流となっているため、敷地全体の緩和が必要不可欠と考える。建築計画は今回の変更区域外となってしまうため、区域を都計道端から50mから100m～150mの範囲とするよう望む。	本市では沿道型の地域地区を定める場合には、沿道一街区とするか適切な街区が見られない場合には、道路端から一街区相当の距離を定めています。今回は大街区を想定し50mとしたところです。 今後、地区毎での説明会等の実施を通して、地域の合意形成を図っていく予定であり、見直し方針の趣旨を踏まえつつ最終的な区域や変更内容を決定していく旨が分かるよう追記します。
22	視点5	(⑪古城地区) 高度地区変更により、マンションを建て直す場合、高層階の住人は同じ場所に住めない状況になることが考えられる。こういう住人に対する補償等、十分考慮頂きたい。	今回は、地区内の居住環境を将来にわたり維持・保全することを目的として、工業地域から住宅系用途地域に変更することとしたことから損失補償はございません。今後、地区毎での説明会等の実施を通して、地域の合意形成を図っていく予定であり、見直し方針の趣旨を踏まえつつ最終的な区域や変更内容を決定していく旨が分かるよう追記します。
23	視点5	(⑬小田原地区) 見直しに伴う建築の制限等に対して、財産権の適切な補償をもとめる。	
24	視点5	(視点5全体) 周辺住居の環境確保のため変更は基本的に納得できるが、既存不適格建築となる建物は相当不利益を被るので、それに対する措置はあるのか。また、線路沿線は価値が低く見積もられるため、使い勝手の幅が広い工業地域は住居系地域よりも流通し易い。この事についても不利益を被る人がいるので、どの様に考えているのか。住居でも沿線は特例などで他の建築を許可する事で障壁となって騒音を低下させることも出来ないか。	
25	視点5	(視点5全体) 今まで高度地区がなかったところに高度地区を設けることで、良好な住生活環境を守るという良い話ばかりではなく、高度地区を設けることで、高い建物が建てられなくなる、既存不適格になる、或いは地主の方にとって売却する際の価値が落ちるといったように、資産価値が落ちるといった懸念点が発生する。このことについて行政はどのように補填するのか。	

No.	視点	意見の概要	本市の考え方
26	視点5	(⑪古城地区) 用途地域の変更にあたり、騒音の基準が変更になるようだが、JR線、貨物線が近い自宅において、特に貨物通過時の騒音が気になるところ。変更を機に騒音が少しでも緩和されるよう措置をとって頂きたい。	都市計画の変更に際してはその内容について、関係機関とも協議し、その結果を踏まえ適切な対応を行うよう、関係機関や鉄道事業者に働きかけてまいります。
27	視点5	(⑫長町南・太子堂地区) 太子堂は以前は工業地帯で現在も工業地域の指定がされているわけだが、工場があったところが住宅地となっている現状に対して、すべて住居地域となると騒音の問題が大きい。新幹線の軌道がある地区で、騒音の区域が変更になるが既に75デシベル以上の値となっていると思われる。JRに対して仙台市としてはどのように対応するのか。	
28	視点5	(⑬郡山一丁目地区) あすと長町の再開発の際に、今後の用途地域の見直しが行われた場合、高幅員の道路があることから近隣商業地域の指定が妥当ではないかと聞いていた。今回の変更は40m幅の道路の沿道を第二種住居地域に変更するものだが、八本松や駅近辺は、22m幅員で近隣商業地域や商業地域である。何を根拠に住居系の用途地域とするのか。高度地区の指定による制限もあり、土地の面積が広くなければ、高い建物を建てられない。道路沿いだけ商業地域にするなどの検討はなかったのか。	現在指定されている工業地域は工場が立地可能な用途地域である他、日影規制や高度地区による北側の高さ制限が無いため、今後近接してマンションが建築された場合に日照環境が阻害されてしまう可能性があり、比較的住居系の土地利用が進んでいる場所であることから、居住環境の維持保全するため住居系の用途地域を検討したものです。 JR駅、地下鉄駅があり広幅員の道路沿道という点も考慮し、商業系の用途地域に変更した場合も検討しましたが、現在は指定していない準防火地域を合わせて定める必要が生じ、低層の戸建住宅地などで建替えや増築を行う際に耐火建築物等にする必要が生じる建物が多かったため、経済的負担に配慮し、第二種住居地域を変更案としたものです。今後、地区毎の説明会等の実施を通して、地域の合意形成を図っていく予定であり、見直し方針の趣旨を踏まえつつ最終的な区域や変更内容を決定していく旨が分かるよう追記します。
29	視点5	(⑭郡山二丁目地区) 用途地域変更について、あすと長町にするととき変えずに何故今回変更するのか。	当該地はあすと長町土地区画整理事業の区域外であり、当時修理工場や小さな工場もあったことから工業地域のままとしたものです。当時は長期的な視点で土地利用の動向を見ながら住居地域に変更し、周辺に合せて良好な環境を誘導していく考えとしていたものであり、今回時間が経過し、住宅地としての土地利用が進んだことから見直すこととしたものです。
30	視点5	(視点5全体) 見直し候補地区の選定方法の「評価基準3」は「都市計画変更により不適格建築物が多数発生し、所有者が不利益を被る可能性がないか。」であるが、計画変更によりマンションの現地建て替えが不可能になることで、資産価値がゼロになり不利益を被る。そのため見直しに反対する。	今回は、住宅地として土地利用が進んだ地域について、工業地域から住宅系用途地域に変更することで、地区内の居住環境を将来にわたり維持・保全することを目的とし、変更案として示したものです。 今後、地区毎の説明会等の実施を通して、地域の合意形成を図っていく予定であり、見直し方針の趣旨を踏まえつつ最終的な区域や変更内容を決定していく旨が分かるよう追記します。
31	視点5	(視点5全体) 変更に反対する。食料品の製造、販売を行っており、増築計画がある。 第二種住居地域の範囲で業務を行う事は不可能であるため、用途地域を工業地域のままとして頂きたい。	
32	視点5	(視点5全体) 工業地域から第二種住居地域へ変更する地域について、仙台市が個別の建物ごとに次の2点を判断して結果を提示すべき。1. 建て替えは、同じ規模で出来るか。2. 既存不適格建築物に該当するか。いずれも建築士に費用を払って作成し行政の判断を仰ぐには多額の費用と時間がかかるため提示をするべきと考える。	
			工業地域から第二種住居地域への変更は、指定容積率や建ぺい率は変わらないため、高度地区や日影規制による高さの制限の影響がある場合でも、建物の配置計画や形状により同規模の建て替えは可能な場合もあります。 既存不適格建築物への該当の有無については、見直し候補地区を選定するにあたり調査等実施しておりますが、変更後に同規模の建築が可能かどうかについては、建物詳細がわからないため、ご所有の現建物に関する図面等資料をもって個別に相談対応いたします。

No.	視点	意見の概要	本市の考え方
33	視点5	(視点5全体) 所有している土地がいつ用途地域等が変更になるのか知りたい。自社所有の土地の建築計画を予定しており、変更後の条件のもとで、計画を進める必要があるのか。	現時点では具体的な変更時期をお示しができませんが、令和7年4月以降順次地域に入り合意形成を図っていく予定です。現時点で具体的な建築計画がある場合には個別に相談ください。 なお、用途地域の変更前の建築行為を禁止するものではなく、現在の制限に沿った内容で建築確認申請を行っていただくことは可能ですが、今回の見直しの趣旨に沿った土地利用にご配慮いただければと思います。
34	視点6	(⑭鶴ヶ谷地区) 見直しに反対する。鶴ヶ谷団地は静かな住宅街構築が目的あり、変更概要の説明の一例のように「店舗が近所にできて便利」と考えている人がいるのか疑問である。既に生協やショッピングセンター等もあり日常生活に不便を感じたことはなく、このまま静かな住宅街の存続を望む。	鶴ヶ谷団地は、健全な住宅市街地の開発と居住環境の良好な住宅地の大規模供給を図るため、昭和47年に整備し、50年以上経過した現在、団地内では高経年住宅の建替え等更新しているところも見られます。 市全体で人口減少・高齢化の進展や働き方・住まい方が多様化する中、将来も持続可能な住宅地として残していくため、これまでも団地内では市営住宅再整備に伴う民間活用地の都市計画変更等を行いながら地域活性化を図ってきたところです。 今回見直し対象とする都市計画道路鶴ヶ谷南光台線の沿道は、現在第一種低層住居専用地域の指定により、店舗の他、事務所等も制限しているところですが、都市計画道路としての交通機能の重要性も踏まえつつ、団地再生にも寄与する将来土地利用の可能性を高めたいと考えています。
35	視点6	(⑭鶴ヶ谷地区) 強硬に反対する。現在の自宅前に昼夜問わずダンプやトラックなどの車両がエンジンをかけたまま路上駐車しており、迷惑している。そちらの対応を先んじて行ってほしい。都度、対処してもらっているが、今回のように文書一つで見直しするなどといったやり方ではなく対象となる世帯に対して個別対応をしてほしい。今のまま変更する際は速やかな対応をお願いしたい。机上だけの検討でなく、対象地域の現状を把握してほしい。現在の状況よりも悪化することは絶対にやめてほしい。	今後、地区毎での説明会等の実施を通して、地域の合意形成を図っていく予定であり、見直し方針の趣旨を踏まえつつ最終的な区域や変更内容を決定していく旨が分かるよう追記します。
36	視点9	(⑭南吉成地区) どのように見直されるのか。既に当初の計画とは違い、稼働済みや建築中の配送センターが存在する中で、今回の見直しの意味はなにか。	見直しの対象とするパークシティ南吉成地区計画の「研究・開発・産業施設地区」は、昭和62（1987）年に東北地方の産・学・官連携で提唱した東北インテリジェント・コスモス構想の受け皿として、土地区画整理事業により整備された南吉成リサーチパークと位置付け、企業の研究所を中心とした土地利用が進められるよう、地区計画により誘導を図ってまいりました。近年、その推進機構も解散し、土地利用の更新に際して、別の事業ニーズについての相談が多くなるなど、地区計画の目標や土地利用方針が実情と合っていないことから、今回見直すものです。 現在、「研究・開発・生産施設、情報関連等産業施設等の立地を図る」土地利用方針としていますが、産業の幅を広げる変更を検討しており、建築制限もその趣旨を踏まえた内容に見直すことを予定しています。その具体的な内容は、今後土地建物所有者や地域の方のご意見を踏まえながら検討していく予定です。
37	視点9	(⑭南吉成地区) 南吉成地区に配送センターが多く建設され、また、宅急便の配送センターもあることから大型貨物の往来が多く困っている。	具体的な変更内容を検討する際には、いただいたご意見を踏まえながら検討してまいります。

(3) その他の意見 (7件)

No.	意見の概要	本市の考え方
38	北環状線沿線は人口が密集している割に、救急夜間に対応できる総合病院がないので、できれば中規模で良いから入院や救急医療を備えた総合病院を誘致してほしい。	今回の見直しは、都市計画マスタープランの土地利用方針と整合を図るとともに土地利用上の課題を踏まえ、将来の土地利用を誘導する変更であり、具体的な建物等の誘致や整備するものではありません。ご意見として、関係部局にお伝えさせていただきます。
39	評価基準①～④について、建築や開発行為を行う事業者に対しては十分な説明が不可欠である。見直しの際は他部署と連携の上、安心感を抱かせる地域開発の指導を行政には期待する。	評価基準①～④は今回見直し候補地区を選定するにあたり設定したものです。頂いたご意見につきましては、今後の本市が目指すまちづくりの参考とさせていただきます。
40	最近頻発している強盗事件は高齢者単身世帯が狙われている、このような時期に不動産業者が多数活動すると想定されるが、治安対策を伺いたい。すでに、不動産業者のアンケートが投函されている。	頂いたご意見については関係部局にお伝えさせていただきます。
41	今後、少子高齢化がますます進み、インフラを維持できないと考える。そのような未来を見据えて早期に都市機能を集約化していくことが求められる。また、地球温暖化の海面上昇や豪雨等により今後地形が変化、土砂災害などの危険が増すと考えられ、土砂災害警戒区域内の住民移転も進めておくべき。危険箇所を避ける、整備しない、守る場所にお金をかける。そういった取捨選択が求められるようになると思う。未来に負担を残さない自治体運営をお願いしたい。	本市では令和3年3月に現行の都市計画マスタープランを、また令和5年3月に立地適正化計画を策定しているところですが、それらの計画は30年先の人口減少も見据えたものであり、その考え方にに基づきながら今回の見直しを行っているところです。 都市計画マスタープランでは、市街地を外延的拡大するのではなく、都市機能の適切な配分を行いながら、効率的に都市経営をするといった視点で、機能集約型の都市づくりを目指しています。
42	少子高齢化、人口減少が進み生産年齢も非常に下がってくるといことで、一般会計が減っていく中で都市計画への影響について伺いたい。	また、本市の市街化区域は既に土地利用が進んでいる成熟期であり、今後、より市民の方に経済負担を与えないような都市経営をするため、既成市街地を効率的に使っていくと考えています。頂いたご意見につきましては、今後の本市が目指すまちづくりの参考にさせていただきます。
43	国際センター・青葉山開発について、青葉城址に至る周辺遊歩道、道路等整備を重点的に取り組んで欲しい。冬季は勾配がきつく、また凍結するため歩行者が危険である。青葉山開発に力を入れるのはわかるが、自然保護の観点からこれ以上新規開発をするよりも既存の老朽化施設の更新をするなどして欲しい。瑞鳳殿周辺～美術館周辺地域を再整備することで、点として評価していたものが広域として認識され、見落とされてきた仙台の魅力が再評価されてくるように考える。古くからあり道幅も狭いが、観光拠点にアクセスが良く公共交通も利用しやすい。特に川内にある東北大学職員宿舎について、東北大学と大型ショッピング施設を呼び込み宿舎と一体化させることで即時活性化が図れると思う。川内駅が目の前であり、市営住宅もあり近隣に大型スーパーがないため需要が見込めると思う。音楽堂やナノテラスを中心とした議論もいいが、市民生活に根付いた開発も進めていって欲しいエリアであると思う。	いただいたご意見については、関係課と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。
44	柳生地区については、南仙台駅西口整備や隣接する名取市高館吉田地区の開発計画もある。このまま北部と南部を市街化調整区域に据えおいては、今現在も進行しつつある虫食い開発がさらに加速し、細く曲がりくねった未整備の道が入り組む中田北部、かつての富沢駅周辺のような街区が形成されてしまいかねない。区画整理を行い住居地域にしてしまう方が住みやすし防災等の観点からも理にかなっている。	今回の見直しは、現在の市街化区域を対象に行っているものです。市街化区域と市街化調整区域の区分については、宮城県の区域マスタープラン改定に合わせて定期的な見直しを行っており、今後の取組の参考とさせていただきます。

今後は、いただいたご意見等を参考とさせていただきながら、令和7年3月末頃に仙台市地域地区等見直し候補地区を決定・公表します。